

広島市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務委託に係る公募型プロポーザル 実施要領

1 事業の目的

広島市母子父子寡婦福祉資金貸付金の債権について、専門的な知識と経験を有する者に委託することにより、貸付制度の適正な運用の確保及び債権の回収の促進を図る。

2 業務の概要

(1) 業務名

広島市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務

(2) 業務内容

「広島市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務委託基本仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日

※ ただし、次のいずれにも該当せず、発注者及び受注者が同意した場合は、令和9年3月31日を限度として1年ごとに更新することがある。更新後の委託料の上限については、別途協議するものとする。

ア 翌年度以降において委託料に係る歳出予算が配当されない場合

イ 本仕様書の内容に従っていないと認められる場合

※ 契約の締結は令和6年4月を予定しているが、本プロポーザルは、令和6年度当初予算の成立を前提に行う準備行為であり、当該契約における予算が成立しなかった場合には、契約を行わないことがあり得る。

(4) 委託対象債権

ア 原則として、令和5年度末までに発生した未収債権(元利償還金及び違約金)のうち、発注者が指定するもの。

イ 委託予定債権 714件 225,940千円(契約締結までに件数、金額の増減があり得る。)

なお、委託債権の件数や金額は、委託料の上限の範囲内において変動(追加、修正又は中止)することがある。

3 業務委託料

(1) 成功報酬率は19%を上限とし、業務に必要な設備、人材、機材等を準備するための費用及び付随する事務費その他一切の諸経費を含むものとする。

(2) 委託料は、回収実績金額によらず、5,088千円(消費税及び地方消費税相当額込み)を上限とする。

4 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者又は暴力団等(広島市発注契約に係る暴力団等排除設置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。)で

ある者に該当しないこと。

- (2) 弁護士法（昭和 24 年法律第 205 号）第 4 条に規定する弁護士、同法第 30 条の 2 に規定する弁護士法人又は債権管理回収業に関する特別措置法（平成 10 年法律第 126 号）第 3 条の法務大臣の許可を受けた債権回収会社であること。
- (3) 債権回収会社にあつては、提案書提出日において、債権管理回収業に関する特別措置法第 23 条の規定による改善命令を受けていないこと。
- (4) 国、地方公共団体又は独立行政法人（地方独立行政法人を含む。）における債権回収業務の実績を有すること。
- (5) 公示日から受託候補者の選定までの間のいずれかの日においても、営業停止処分又は広島市及び他の地方公共団体の競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 広島市税並びに消費税及び地方消費税の滞納をしていない者であること。

5 本業務委託に係る連絡先及び書類等提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市子ども未来局子ども・家庭支援課

担当者：浦田

電話：082-504-2723

FAX：082-504-2727

電子メール：ko-shien@city.hiroshima.lg.jp

6 全体スケジュール

公示日	令和6年2月5日（月）
参加資格確認申請書提出期限	令和6年2月14日（水）
質問等受付期限	令和6年2月14日（水）
参加資格確認結果通知	令和6年2月19日（月）
企画提案書提出期限	令和6年2月28日（水）
企画提案書審査会	令和6年3月11日（月）
審査結果通知	受託候補者選定後、速やかに通知する。

7 参加申請について

プロポーザルの参加を希望する場合は、次のとおり提出し、参加資格の審査を受けるものとする。

提出書類	(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（様式1） (2) 弁護士又は弁護士法人の場合、弁護士法第4条に規定する弁護士又は同法第30条の2に規定する弁護士法人であることを証する書類の写し (3) 債権回収会社の場合、法務大臣の債権管理回収業にかかる
------	--

	<p>許可書の写し</p> <p>(4) 業務実績調書(様式2)</p> <p>(5) 広島市税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書(滞納がないことを証明するもの。証明年月日が参加資格確認申請書提出日から3か月前の日以降のものに限る。広島市税については、広島市内に事業所を有していない等で、本市に納税義務がない場合は、申立書(公募型プロポーザル参加資格確認申請用)を提出すること。)、印鑑証明書、使用印鑑届(様式3)</p> <p>(6) 法人等(組織)概要資料(パンフレット等既存資料)</p>
提出部数	1部
提出期間	公示日から令和6年2月14日(水)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。
提出場所	上記5に同じ
提出方法	持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までの必着のこと。)で提出すること。
参加資格の確認及審査結果の通知	プロポーザル参加資格の有無については、令和6年2月14日(水)午後5時15分を基準として、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書により確認し、審査結果を速やかに書面にて通知する。

8 本委託業務に関する質問及び回答について

参加申請の書類を提出した者のうち、本業務委託について質問がある場合は、次のとおり提出するものとする。

質問の様式	様式4を使用すること。
受付期限	公示日から令和6年2月14日(水)までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。
受付場所	上記5に同じ
提出方法	質問書を、上記受付場所へ電子メールの添付ファイルとして送信すること(電話や来訪による質問は受けけない。)
質問に対する回答	質問者へ直接電子メールにより回答ほか、上記5において、令和6年2月26日(月)の閉庁日を除く午前8時30分から午後5時15分までの間、供覧するとともに、本市ホームページへ掲載する。

9 企画提案書類の提出について

書類の作成に当たっては、本要領、仕様書及び受託候補者特定基準を踏まえて、具体的に記入するものとする。

提出書類	<p>企画提案書（様式5）に以下の書類を添付し提出すること。 提案者名を記載し、提案者が押印すること。ただし、提案者の記載と押印は正本のみとし、副本には提案者名等応募者が類推できる表現は記載しないこと。</p> <p>(1) 業務実施方針（様式6） (2) 組織・実施体制（様式7） (3) 委託業務の実施内容・手法（様式8） (4) 個人情報保護体制（様式9） (5) 成功報酬見積書（様式10） (6) その他の提案事項（様式11）</p>
提出部数等	<p>(1) 提出部数 正本1部、副本10部</p> <p>(2) 書式体裁 大きさはA4版とする。ページ数の制限は設けない。また資料やイメージ図など見やすくするためA3版を使用する場合は、A4版の大きさを3つ折にすること。</p>
提出期限	<p>公示日から令和6年2月28日（水）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで。</p>
提出場所	<p>上記5に同じ</p>
提出方法	<p>持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までの必着のこと。）で提出すること。</p>
留意事項	<p>(1) 提案は、1者につき1件とする。 (2) 提出期限内に企画提案書を提出しなかった者については、プロポーザルを辞退したものとみなす。 (3) 別途、企画提案書の電子データ（Wordに限る。）を5へ電子メールで送付すること。その際の電子メールの件名は「【母子父子寡婦福祉金貸付】公募型プロポーザルに関する企画提案書について」とすること。</p>

10 企画提案書の審査方法及び評価方法等

(1) 審査方法

提出された企画提案書をもとに、書類審査及びプレゼンテーションを実施する。

プレゼンテーションの実施は令和6年3月11日（月）を予定しているが、詳細は別途連絡するものとする。また、説明時間は質疑応答を含め30分程度とする。

（説明時間20分、質疑応答10分）

(2) 注意事項

- ① プレゼンテーションに参加できる人数は、1事業者あたり2人以下とする。
- ② プレゼンテーションは、提出済の企画提案書に基づき行うものとし、パソコンやスクリーン等の持込み機器の使用は不可とする。

(3) 企画提案書及びプレゼンテーションの審査

発注者が別に定める委員により組織された「広島市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）」が行う。

(4) 審査基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり

(5) 受託候補者の選定

ア 審査委員会において、得点の総計が最も高い提案をした者を受託候補者として特定する。ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総数の総計が最も高い提案内容が、本市が求める最低水準（100点満点中60点）に達していないと判断される場合においては、この限りではない。

イ 得点の総計が最も高い提案をした者が2者以上いる場合には、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

11 審査結果の通知

受託候補者を選定した後は、速やかに、応募者にその結果を通知する。

12 業務委託の契約手続

- (1) 受託候補者として選定された者と契約交渉を行い、契約を締結する。
- (2) 別紙「広島市母子父子寡婦福祉資金貸付金債権回収等業務委託基本仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、特定された企画提案書の内容については、契約書にその内容を記載(添付)し、履行を確保するものとする。
- (3) 受託候補者と契約が成立しない場合は、次順位の者を受託候補者として契約交渉を行うものとする。
- (4) 委託事業の実施に伴って取得した特許権及び著作権等は発注者に帰属する。

13 その他

- (1) 本件に関して作成する書類等において使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とする。
- (2) 必要な資格を有しない者及び企画提案書の提出に関する条件に違反した者が提出した企画提案書は無効とする。
- (3) 参加資格確認申請書及び企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーション等に要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加資格確認申請書及び企画提案書等は返却しない。
- (5) 企画提案書等提出後、必要に応じて追加資料等の提出を求められることがある。
- (6) 参加資格確認申請書及び企画提案書は提出後において、修正、追加及び再提出は認めない。参加資格確認申請書及び企画提案書に虚偽の記載等の不正な行為があった場合は、失格等の措置を講ずることがある。
- (7) 提出された参加資格確認申請書及び企画提案書に係る内容は、受託候補者選定の目的以外に提出者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市

条例第6号)第6条に基づく開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

(8) 公募に参加しようとする者は、審査委員会の委員との間に利害関係がなく、本件の受託候補者決定の公表までの間において、本契約案件に関して、審査委員会に直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。

(9) 契約を締結する場合においては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各項目に該当するときは契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上に渡って締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき

14 資料及び様式

このプロポーザルに関する資料等は、次表のとおり広島市ホームページに掲載する。

プロポーザル応募関係資料等	掲載場所
01 公募型プロポーザル開始の公示 02 公募型プロポーザル実施要領 03 (実施要領 別紙)受託候補者特定基準 04 (様式1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書 05 (様式2) 業務実績調書 06 (様式3) 使用印鑑届 07 (様式4) 仕様書等に関する質問書 08 (様式5) 企画提案書 09 (様式6) 業務実施方針 10 (様式7) 組織・実施体制 11 (様式8) 委託業務の実施内容・手法 12 (様式9) 個人情報保護体制 13 (様式10) 成功報酬見積書 14 (様式11) その他の提案事項 15 基本仕様書 16 委託契約書(案)、広島市委託契約約款、個人情報取扱特記事項	広島市のホームページ (https://www.city.hiroshima.lg.jp/) トップページ上部の「事業者向け情報」 →「入札・契約情報」→入札発注情報 トップページ右部の「調達情報公開システム」に掲載されない入札・見積情報 →「令和6年度 方式・案件名」へ画面を展開し、入札案件の資料からダウンロードすること。

受託候補者特定基準

番号	評価項目	評価事項	配点
1	業務実施方針 (様式6)	(1) 委託目的を理解し、業務実施方針が提案されているか。 (2) 債務者の経済・就労状況の把握など、福祉的観点からの配慮についての姿勢が示されているか。	5
2	組織・実施体制 (様式7)	(1) 業務が遂行可能な人員体制が確保されており、また業務の管理体制は適正か。 (2) 責任者及び従事者は、業務を遂行する上で、必要な経験、知見及び資格等を有しているか。 (3) 本市との連絡・調整が速やかに行える体制が確保されているか。	10
3	委託業務の実施 内容・手法 (様式8)	(1) 債権回収業務（催告及び収納業務） ・実効性のある実施方法・時期・回数等が具体的に示されているか。 ・回収向上に向けた具体的取組が示されているか。 (2) 納付相談業務 ・実効性のある実施方法、相談体制が具体的に示されているか。 ・トラブル・苦情等の対応方法が具体的に示されているか。 (3) 収納金の管理・払込業務 ・実効性のある実施方法、確認・管理方法が具体的に示されているか。 (4) 調査業務 ・実効性のある調査方法、実施体制が具体的に示されているか。 (5) 報告業務 ・実効性のある様式・作成方法、提出方法が具体的に示されているか。 ・情報管理(個人情報保護を含む。)方法が示されているか。	45
4	個人情報保護 体制(様式9)	(1) 情報セキュリティに関し、組織的な取組が実施されているか。 (2) 個人情報の管理方法及び管理体制が確保されているか。 (3) 従事者に守秘義務を徹底する方法(職員研修等)が具体的に示されているか。	20
5	業務実績 (様式2)	母子父子寡婦福祉資金債権回収業務又はこれに類する業務の受託実績を有し、十分な回収の実績があるか。	10
6	成功報酬見積 (様式10)	委託する回収対象債権に対する成功報酬費用は適切か。	5
7	その他の提案 (様式11)	本業務の効果を高めるために、仕様書に記載した項目以外に独自の具体的な提案がなされているか。また、その内容は妥当か。	5
合 計			100